

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第3条 この条例で給与とは、給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第30条の3の規定による手当を含む。<u>第41条の7</u>及び第43条の2において同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当をいう。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><u>第41条の6</u> [略]</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 この条例で給与とは、給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第30条の3の規定による手当を含む。<u>第41条の8</u>及び第43条の2において同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>をいう。</p> <p><u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p><u>第41条の6 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 第41条の4第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><u>第41条の7</u> [略]</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p>

第41条の7 給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第41条の8 給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。